

全体では、程度は異なるが全体で41件あり、全体の28.9%であった。

	件数
プランが提示できなかった	59
提示したが応じなかった	12
応じたが消極的	16
積極的でないが応じた	28
積極的に応じた	7
不明	5
その他	15
	142

保護者への援助プランの実施	件数			
	提案したものの	保護者が実際に受け入れた	実施できたもの	現時点でできるとすれば
1 精神科医	12	8	8	34
2 心理	16	9	9	31
3 グループ	1		0	5
4 児相ペアレンティング	7	4	3	26
5 施設指導	30	24	19	27
6 外精神科医	5	1	2	18
7 外心理	4	3	4	12
8 外グループ	1		0	4
9 外ペアレンティング	2	1	1	17
10 外家庭訪問	8	7	6	17
11 ワーカー家庭訪問面接	56	39	37	68
12 ホームヘルプサービス	1	2	2	5
13 保育サービス	6	4	4	5
14 地域資源家庭訪問	4	3	3	16
15 治療	13	10	11	17
16 職業	7	5	0	15
17 その他	5	3	4	3

複数回答

保護者の援助プランの実施については、提案したものの実施、保護者が実際に受け入れた、実施できたもの、さらに現時点でできるとすればという4つの段階で答えてもらった。

その結果、実際に提案して、実行できた確率の高い援助は、施設指導、ワーカー家庭訪問、面接、精神科治療、心理相談であった。また実施できたものは、精神科医、施設指導、心理、ワーカー訪問、治療と、いずれも、一対一関係で実現できていた。

また、狭い意味でのペアレンティングについては、児童相談所でできるとすればという未来については、複数回答で、142件中26件の回答に児童相談所でペアレンティングクラスがもてるという回答があった。また外部のペアレンティングクラスについても17件の回答があった。

今後、具体的な場面での親指導、養育支援、技術という点で工夫していこうとする表れをみることが出来る。また、できなかった事情としての自由記述については、分類整理をした。その結果、保護者との対立、虐待者の収監、養育能力に疑問、外国関係、児童の意見、両親の裁判係争中、その他の養育困難な事情に分類できた。

できなかった事情としての自由記述理由

a 保護者との対立

著しく敵対的

母親が面会拒否(家に行けば物を投げつける、児相であればれる、家裁であればれる)

保護者が折衝を拒否。

虐待を認めず当所との接触を拒否。

虐待と認めず指導を拒否。

保護者の児相に対する強い拒否感、攻撃性。

保護者に全く聞く耳がなかった。

保護者が全く指導にのらない

保護者の拒否が強く相談所に対しておどし等もあったため。

保護者が指導を受け入れる意思がなかった。

保護者が連絡に全く応じなかった。

保護者が引き取りのみを主張しつづけて話し合いが不可能。

児相の指導を拒否。

援助を拒否している。

保護者と複数関係機関・担当者との意思疎通が成立しなかった。

保護者が一切のかかわりを拒否していたため。

b.虐待者の収監

当事者(母)が逮捕され実刑判決がでたため。

虐待者が逮捕

保護者の養育能力

母が統合失調症

保護者が人格障害・精神疾患で親子再統合、家庭復帰はできないと判断し、

保護者への援助プランは計画しなかった。本人が17歳のため保護者と切り離して

本人の自立援助プランを計画した。

両親の離婚(DV)、母の知的ハンデ、弟の出産。

c.外国人関係

外国人でコミュニケーションがとりにくかった

母、外国人のため言葉の問題があった。

d.児童の意見

児童が母を拒否し幼少時養育された里親を求めたため。

本児が施設措置による高校通学継続を希望。

児童の年令が高く高卒後は自立希望であったこと。

e.裁判関係

父が全く拒否的であったと同時に児童が父を拒否し別居中の母を求めたため。

母方祖父母が28条申立てと同時に監護者指定を申立てており、その結果が出る

まで父母への働きかけは難しいため。

離婚家庭で親権変更の申立により親権者となった母親に引き取られたため。

離婚裁判中で親権を争っており中立である必要があるため。

その他事情

親の経済基盤が弱く何ごとをもそれを理由にして積極的にならない。

生活保護解除と同時に保健師、児相との係わりが維持できなくなった。

母子の問題の他、家族全体の問題が明らかになってきたため。

第2部 児童福祉法第28条について、事例検証に基づく提言

曾田俊子（大阪市中央児童相談所）

1. はじめに

このたび、平成17年4月1日付の児童福祉法改正により、要保護児童に関する司法関与の強化がなされ、28条について、家庭裁判所の承認を得て行なう児童福祉施設への入所措置を2年ごとに見直すと共に、児童相談所が保護者に対して行なう指導措置に家庭裁判者が関与する仕組みが導入された。

この改正により、児童相談所は28条承認ケースについて、施設入所後の親子に対する援助計画の策定とその実行がよりの確に求められることとなり、一方で28条の申立てそのものについても、家裁の関与を期待して早い段階で申立てを行なうなどの、今まで以上に柔軟な運用が求められるものと考えられる。

現在、全国の児童相談所においては、すでに28条の承認を受けて施設入所しているケースの見直しを含めて、今後の対応について検討作業の真最中であると思われる。本研究においてはそれぞれの視点から、家族再生についての具体的な試みの紹介と提言がなされているところであるが、本稿は28条の「承認」のみならず「取り下げ」を含めた具体事例を検証することで、若干の整理を試みた。なお過去の事例に基づくものであり、親支援の方法として、最近の新しい試みであるペアレンティングプログラムの実践等は含まれていないことをご了解いただきたい。また事例については、プライバシーに配慮して、本質をそこなわない程度に修正していることを付記するものである。

2. 28条申立てによる親子分離と家族再統合の実情

大阪市においては、平成11年度から平成15年度までの過去5年間に、施設入所（里親委託も含む・以下省略）の承認を求めて、28条を32件（対象児童50人）申し立てている。そのうち22件（33人）が承認、9件（13人）が取り下げ、1件（4人）が却下となっている。取り下げの理由は、7件（8人）が申立て後に施設入所の同意が得られたものであり、2件（5人）が保護者と遵守事項を取り交わし枠組みを定めたうえで、在宅指導に方針を切り替えたことによる。

また実際に28条申立てまでには至らなくても、保護者との話し合いの中で、子どもの福祉を守るためには家裁への申立ても辞さないとの毅然とした姿勢を児童相談所が示すことで、相手の妥協を引き出し、結果として同意が得られる場合も多い。

一方、上記の28条承認及び申立て後に同意が得られて取り下げた事例29件（41人）のその後の状況については、平成17年3月末現在で、下記のとおりとなっている。

引き続き施設入所しているものが16件（17人）、施設から自立したものが1件（1人）、親権変更や親族の引き取りなどの、いわゆる養育者変更による家庭引き取りが4件（4人）、虐待者である配偶者と離別して引き取った事例が1件（3人）、虐待者が親族との同居により引き取った事例が1件（1人）、元の家庭に再統合されて保護者が引き取った事例が8件（15人）である。（このうち2例は年長児の兄弟ケースで、児童自身の意向によって、帰宅か施設残留かの選択が異なり、処遇が分かれたために合計は31件となっているもの）。養育者変更については、28条で司法が関与することにより、当事者の納得も得

られやすく、比較的スムーズに行なわれる場合が多いが、元の家族への再統合については、なかなか困難が伴うことが多いのは周知のとおりである。

これらの過去の事例を踏まえて、以下のとおり 28 条に関わる親子分離（施設入所）と、家族再統合に至る援助の類型について整理を試みた。（下記以外にも、色々なパターンがありうるが、以下は典型として例示しているもの）

- (1) 28 条承認による施設入所
 - ① 枠組みを強く設定した治療的援助を行い 家族再統合（事例 A）
 - ② 枠組みを設定しつつ、ケースワーク的援助による環境調整を行い 家族再統合（事例 B）
 - ③ 再統合不可
 - ・親子の距離を置きつつ交流
 - ・親子関係を断絶し、児童の自立をめざす（親権喪失宣告請求を同時に申し立てる場合も含む）
- (2) 28 条申立てを行うことで保護者の同意が得られ施設入所
- (3) 28 条申立てを提示することで保護者の同意を導き出し施設入所
 - ④ 施設主導の家族支援により 家族再統合（児童相談所に対して反発が強い場合→事例 C）
 - ⑤ 児童相談所と施設の連携により親子の援助を行い 家族再統合
 - ⑥ 機関連携により、家族支援を行ない 再統合

*むろん(2)(3)の場合においても、家庭環境、保護者の状況、児童自身の意向等により再統合が困難な場合もある。（第 1 部 実態調査「2 年後の再統合が困難な場合」を参照のこと）

3. 事例による検証

【事例 A】 28 条承認後、保護者への治療的援助を行い、家族の再統合を実現した事例
（平成 15 年度研究報告書 p 166～167 参照）

（ケース概要）

◇主訴 精神不安定な父による身体的虐待、ネグレクト

◇援助経過

父、5 歳の本児の父子家庭。

父は不眠などの理由で精神科に通院しており、人格的にも偏りが大きい。対人関係が未熟で仕事が続かず、近隣とのトラブルも多い。本児を取り込み、昼夜逆転の生活や、食事をきちんと与えないなどの不適切な養育を行っている。本児は保育所もほとんど欠席し、体重も増加不良。保育所登所時にアザが見られる。父は関係者の援助についても拒否的であり、本児自身も父との生活を望んでいないために、本児の施設入所を前提に立入調査を行い、職権保護。28 条申立てを行い承認される。

施設入所後は、子どもの入所施設名は知らせず、保護者に家族再統合の援助プログラムを提示し、弁護士との立会いのもと、合意書を交わす。骨子は①父は子どもの様子については児童相談所職員から聞く②父は児童相談所のカウンセリングプログラムに出席すると共に職員の訪問、生活状況調査に協力する③子どもとの交流について、当面はカウンセリングの日程に合わせ、月 1 回児童相談所にて行なう。外

出、外泊は禁止。通信については児童相談所を経由するというもの。

父には「子どもに会いたい」、「子どもと再び一緒に暮らしたい」という強い思いがあり、不本意ながらも28条の枠組みのもとでプログラムに同意。月2回の精神科医カウンセリングと月2回のケースワーカーの訪問で、毎週父をフォローしていった。

当初、父はプログラムについて、「児相による一方的な押し付け」と感じつつ、子どもに会いたい一心で参加。初回の面会において、いきなりルール違反（本児の奪還行動）が行なわれるが、毅然として制止し、未遂に終わる。その後、父は孤独に耐えきれず、飲酒にはしるなど生活がすさみ、精神的にも不安定となるが、そういった底つき体験を経て初めて、父に援助への動機付けができ、自らを語り始める。この時、児童相談所は従来からのケースワークの手法で対応し、援助者との信頼関係の基礎がつくられていく。

この後、父の好ましい変化をフィードバックしつつ、面会を重ね、同意内容の変更を行い、施設名を通知すると共に、学校行事に参加させる。約束違反については、施設も毅然として対応。本児への心理的依存がまだまだ強いが、Drが父の心理的サポートを、具体的な不安の解消については、ケースワーカーが対応する。

時間の経過と共に、父に承認欲求が高まり、生活も安定し始める。

外泊許可したところ、初回で施設に帰さず、本児の引き取りを主張。父は「頭ではわかっているが気持ちに納められない」「父子でやってみよう。チャンスがほしい」と訴えた。この時、「強制保護」か「在宅での経過観察」かの対応を検討。頻繁な家庭訪問や父との話し合い、本児の意向を踏まえた結果、児童相談所と父、双方の代理人の共同作業により確認書を作成し、引き取りを認める選択がなされた。後々、父は「自分も参加して作った」と繰り返し語っており、在宅での枠組みを作り直す有効な動機付けとなった。

この後も、見守りを継続しているが、父は困ったら自らSOSが出せるようになっており、虐待の再発は見られない。また、交流の途絶えていた親族に「もし自分が倒れたら本児のことを頼む」と連絡を入れるなど、人間関係の広がりを見せている。

◇考察

本ケースは、28条という強い枠組みのもと、保護者に対して治療的アプローチを行い、再統合を実現したものである。家族の再生にあたっては、子どものケアと共に、保護者のケアによる親子関係の変容が不可欠であるが、なかなか援助の枠組みに乗りにくい保護者が多く、児童相談所は困難に直面することが多い。本ケースも当初、児童相談所に対する不信感が強かったが、子どもに会いたいという強い思いから、渋々再統合のプログラムに合意した。カウンセリングについても当初は消極的であったが、継続することで父の内面に変化が生じ、特に底打ち体験を経て、動機付けが可能となった。

また、援助が展開されるなかで、約束違反などのはみだし行為が何度か行なわれたが、その都度、「枠組みのはめなおし」「保護者の不安・不満の理由についての理解」「援助経過の評価」を行ないつつ、現実的な対応を行ってきた。

引き取りに至る経過については、保護者のはみだし行為がきっかけとなってはいるが、それまでに構築された援助者との関係性の中で、新たに保護者も参画した「枠組み作り」が可能となっている。

ここで特記したいのは、28条の承認により保護者に枠組みを設定しやすくはなるが、援助計画を実行していくに当たり、やはり基本は枠組みのもとでケースワークをいかに展開していくかにかかっている

ということである。親との関係を、段階に応じて評価し、柔軟に対応していくケースワークの実践が求められていると言える。

【事例⑥】家族再統合を行なったネグレクトケース

(ケース概要)

◇主訴 父母によるネグレクト、父による身体的虐待

◇援助経過

母、母の長女(A子・小5)、長男(B男・小1)、次男(C男・4歳)、次女(D子・1歳)(以上の4人が本児)、継父、継父の長男(E男・10歳)、次男(F男・5歳)、長女(G子・3歳)の9人からなる多子世帯。

A子が小4時、在籍する小学校より虐待通報。内部障害があり、定期的に通院が必要な本児が長らく通院しておらず、身辺が著しく不潔だが、母と接触が取れず対応に困っているとの相談。児童相談所が何度か家庭訪問し、経済的な困窮が心配されたので、生活保護の受給などを助言するが、母は拒否的であり、聞き入れなかった。その後、同居していた協力者(親族)が転出したため養育状況は一層悪化し、市民及び学校から再度通報あり。衣食住とも不適切であり、またA子が父母から、保育所に行っていない弟妹達の面倒をみるように言われて、登校できないというもの。調査の結果、重度のネグレクトであることが判明。A子自身が教師に助けを求めたのをきっかけに、児童相談所が立入調査し、本児ら4人を職権保護した。室内は悪臭が漂い、本児らの身体は著しく汚れて不衛生であった。継父の連れ子3人については、身体的虐待を受けておらず、長男は登校できるなど本児らと扱いが異なること、実母による引き取りも予測されたことから、保護は行なわなかった。

職権保護に対して、父母は強烈に反発して、児童相談所を攻撃し、話し合いは成立せず、不服審査請求を行なったが却下された。

児童相談所は児童相談所審査部会への諮問を経て、弁護士を代理人として28条申立て。

本児らはネグレクトの影響が著しく、検査入院を経て、児童福祉施設に一時保護委託。

28条申立ては約1ヶ月後に承認。保護時の室内の環境、本児らの様子や医学的診断が判断の大きな根拠になったものと思われる。父母は高裁に抗告したが棄却され、ここで初めて父母と冷静に話し合う基盤ができた。

父母は本児らへの思いはあり、早く引き取りたいとの希望が強いが、児童相談所から再統合のための、条件整備と本児らとの親子関係(情緒的な関わり不足)の課題を提示し、改善のための話し合いを行なう。母は、審判結果についても、「児童相談所がうそを並べ立てている」と不満を延々と述べるが、最終的には合意書を取り交わすことを渋々了解する。

合意書の内容は、以下のとおり。

- ①家庭引き取りを目標として、保護者と児童相談所が協力すること
- ②面会、外出、外泊等については、事前に児童相談所と相談し了解のうえ行なうこと
- ③家庭状況について、随時、家庭訪問や面接調査に応じること
- ④保育所、保健センター等地域の協力も得るよう努めること
- ⑤子どもたちのそれぞれの気持ちに配慮し、暴力等は振るわないこと

以上に基づき、本児らと順番に面会からの交流を開始した。

本児らの引き取りに向けて、父母は転居を行ない、環境改善に努めると共に、これまで借金返済のために、母も長時間働いていたが、返済が完了したために、家庭にいて子どもたちのケアに専念するよう努めた。

家族は多子家庭であり、児童相談所も保育所入所の実現のため、区役所・保育所担当者に調整をはかった。家庭訪問により、住居等の環境改善がはかられていることを確認するが、父母の児童相談所に対する反発は依然として強く、保護がいかにか不当であったかと、ことあるごとにケースワーカーを強く攻撃した。

児童相談所は、環境整備を確認する一方で、これまでのネグレクトの中で抑えられてきた本児らの気持ちを伝える努力を行い、親子関係の調整をはかった。本児らとは面会、外泊等のプロセスを経て、翌春の保育所入所の時期を見はかりつつ、A子、C男、1ヶ月後にD子、情緒的に課題のあったB男は5ヶ月後にと、順番に引き取りを実現した。児童相談所は、本児らが施設退所後は2号指導に切り替えて、在宅指導を行なってきた。養育環境の維持はもとより、情緒面についても、一人一人の子どもの特徴を伝え、関わりについて助言してきた。

父母の夫婦関係は、もともと父の女性関係があるなど不安定であったが、本児らを分離されたことで絆が強まり、正式に再婚し、その後は安定している。父は仕事に励むが、多子の家族を扶養するのは容易でなく、母は児童相談所に隠れて就労し、ケアが再びおろそかになることもあった。

本児らの引き取りから約1年後に、ケースワーカーは生活の安定をはかるために、生活保護の受給申請を助言。区役所に同行し、申請した結果、受給可能となった。これにより生活は格段に安定。この頃から、父母の児童相談所に対する態度が変化してきた。

現在もゆるやかに見守りを続けているが、困ったことがあったら、父母の方から相談してくる関係ができており、虐待の再発はみられず安心できる状況になりつつある。

◇ 考察

本ケースは重度ネグレクトを児童相談所の介入によって、保護者に危機感を持たせ、再統合への強い動機付けから、改善することができたケースである。ネグレクトの改善の難しさを考慮すると、まれな成功例と言えよう。本ケースの改善の要因は、事例④と同様に保護者に子どもと再び暮らしたいという強い思いがあったことが大きい。28条申立てを行なうまでは、児童相談所から生活保護等の情報を提供しても、聞く耳を持たず、社会資源を活用するすべを持たなかった。

介入により、当初児童相談所への反発はすさまじく、28条承認後も敵意を明らかにしていた。それに対して、児童相談所は枠組みを崩さず、粘り強くケースワーク的に関わり、本児らの福祉の実現のために、親子の調整を続けてきた。当初、渋々援助を受け入れた父母も、実際に生活、親子関係が改善していくに従い、その結果を肯定的に受け止められるようになってきた。以前は、社会から孤立し、周りの援助を拒否していた家族が、児童相談所をパイプとして、社会とつながるようになってきたのは介入の大きな成果と言えよう。

【事例◎】施設主導の家族支援により家族再統合を行なった事例

(ケース概要)

◇主訴 父による身体的虐待

◇援助経過

父母、兄、姉、本児の5人家族。

本児3ヶ月時に硬膜下血腫により緊急入院したが、虐待が疑われると主治医から通報があったもの。調査の結果、父による身体的虐待であることが判明するが、父母ともに事故であったと主張。重大なケガを負わせたことは不適切な養育であったと認めはしたが、父母とも防衛的で、特に母は父をかばって虐待を認めなかった。

退院後の処遇については、父母の生育歴、家族歴、家庭状況から推察するところの家族力動を検討した結果、虐待再発のリスクが高いと判断。今後も医療的管理が必要な本児にとっては、主治医、児童相談所とも施設入所が必要との見解であった。しかし、保護者はあくまで家庭引き取りを主張するために、児童相談所審査部会への諮問を経て、家庭裁判所に28条申立て。家裁が関与するなかで、保護者も引き取りが困難なことを理解し、施設入所に同意したために、申立てを取り下げた。母は、もともと育児はきちんと行なう人であり、今回の出来事については罪障感が非常に強く、施設入所後も毎日面会に行き、本児のケアを行ないたいとの希望があり、その意向を踏まえて、近距離の乳児院に協力を求め、入所措置を行なった。

家族再統合を見据えた援助に関しては、父母は児童相談所への反発が強かったために、大きな枠組みについては、児童相談所も節目で関与することとしつつ、日常的な助言、サポートについては施設主導で行なうこととした。また、母へのカウンセリングについては、本児が入院していた病院の児童精神科医に引き受けてもらうこととし、母も通院を了解した。

施設入所後の経過については、母は希望したとおりに、ほとんど毎日施設に通い、一定の時間、本児に離乳食を食べさせるなどのケアを行なった。施設側も保護者に配慮し、毎日の面会のために、個室を提供するなどの協力を行なった。兄、姉を連れて、父も来院することもあったが、家族の団欒を尊重しながらも、さりげなく施設職員が見守り、父への助言も行なっていた。

外出、外泊の開始時期については、施設の意見を踏まえつつ、その都度児童相談所と保護者が話し合っ

て決定した。外出は本児の通院時の同行から始め、近隣での散歩、兄姉も交えた家族全員での外出と進めていった。外泊については、本児の体調の安定した1歳半過ぎから実施した。

外泊を繰り返していった結果、経過が良好であったために、2歳半で家庭引き取りを実現した。

引き取りに先立って、本児の判定を実施。大きな受傷をしたこともあって、発達のフォローを要することを説明。家庭引き取り後は、ケースワーカーと心理相談員がペアで家庭訪問し、経過を見守ってきた。

親族の見守りもあり、その後、父からの虐待再発はなく、経過は順調である。

母も心理相談員に対し、細やかな発達の助言を受けることで信頼を寄せ、兄らのことも含めて、心配なことがあれば自分から相談する関係ができています。

◇考察

このように、保護者から児童相談所に対する反発が強い場合は、施設主導で援助を行なうほうがスムーズにいくことが多い。保護者は、実際に子どもが生活し、ケアされている施設に対しては、あからさまな反発を見せることはむしろ少なく、児童相談所への不満を聞いてもらったり、施設職員から、

子育て、子どもの発達段階等、子どもについて色々教えてもらったり（本ケースの場合はあてはまらないが、総じて子育てに自信のない場合が多い）することを通じて、援助関係が成立しやすいと言える。

児童相談所は、施設から情報を得つつ、面会、外出、外泊、引き取りと段階を経る節目の時点で、関与を行なっていく必要がある。

一方、注意すべき点として、保護者への枠組みの堅持を特記したい。子どもの生活空間の中で、保護者と対応していかなければならないという施設の条件は、万一、保護者と深刻な対立関係が生じた場合、たちまち子どもや施設職員の安全が脅かされかねないという危険性をはらんでいる。そのために、保護者との対立を避けたいという意識から、保護者の要求を断りきれずに、施設が独断で、親子の交流についての枠組みを崩すことのないように、危機管理も含めて、児童相談所との十分な連携が必要である。

4. まとめ

以上のとおり、過去の成功例の検証と、第1部の全国児童相談所対象の実態調査（以下、実態調査と記す）を踏まえて、28条事例の家族再統合を可能とする要因について、下記のとおり整理を行なった。

28条申立てのプロセスでも同意が得られずに、承認審判まで至ったケースは保護者の反対意志も強いために、再統合に向けた援助はしっかりした枠組みの設定が必要であるが、まずは前提として、親が基本的な児童相談所との決まりごとを理解する力と、不本意ながらもそれを遵守しようとする意思を有していることが必要条件である。何故ならば、児童相談所の関わる親の中には、枠組みが全く入らずに暴走してしまう親が現実存在するからである。子どもの安全を最優先に、援助者の安全も確保していくことは基本であり、それらが明らかに脅かされるようであれば、再統合のスタートラインに立つことはできない。また、実態調査の「2年後の再統合が困難な場合」に示されているように、明らかに改善の見通しが立たない場合も再統合は困難と言わざるを得ない。

再統合を可能とする、子ども側の要因としては、

- ・親を拒否していない、愛着関係がある
- ・施設入所後、親のイメージが修正された（修正の見通しあり）
- ・治療継続が必要な場合、一定の目的に到達しており、退所後も引き続き治療継続が可能である
- ・施設退所後、学校、保育所等において、子どものモニターが可能

等があげられ、

一方、親側の要因として、

- ・親が子どもとの同居を強く望んでいる
- ・虐待の事実を認識（自覚）している
- ・最初は渋々でも児童相談所の指導に乗る
- ・その結果として親の姿勢に変化が見られる
- ・子育てのスキルがある程度のレベルはあり、子どもの受け入れ態勢がある

ことが少なくとも必要である。

また、親子を取り巻く環境としては、

- ・生活状況の安定

- ・虐待を引き起こした家族力動に一定、変化が見られる（改善傾向）
- ・回りのサポート体制がある

等の条件があげられる。

再統合に向けて提供できる援助としては、実態調査でも児童相談所のケースワーカーの面接、訪問が87.3%と第1位にあげられている。事例④⑤においても、援助の根幹をなしたのはケースワークであり、今後ペアレンティング等の多彩なメニューが提示されることになっても、それらをアレンジし、実行していくうえで、やはりケースワークの力量が問われるものと思われる。また第2位の心理82.5%と第5位の精神科医55.6%に示されているとおり、児童相談所におけるカウンセリングが重要な保護者援助の方法であることは明らかである。施設による親指導も第6位の52.4%を占めているが、実務上納得できる数字である。

今後、28条申立ての時点から、2年後を見据えての援助計画を問われることとなり、一方、家裁の関与により指導効果が高められることも期待されるが、いずれにしても事例に即した柔軟なメニューの提示と実行が求められるであろう。家族再生という重大なテーマに直面し、ますます児童相談所の役割は大きい。最初は親と対立的であったとしても、親子が共に暮らすための現実的な目標設定、即ち、どの段階に達したら家に帰れるかという点について、援助者と親が共通認識を持ち、実現に向かってお互いに努力し、協力していく過程を通して、援助関係が成立し、その結果保護者の孤立が緩和され、虐待の再発を未然に防ぐことのできる環境が作られていく。こうした援助の有様は、これまでも児童相談所の英知の中で、脈々と展開されてきたものであり、今後、法改正を受けて、具体的援助方法がより改善されていくとしても、これからも変わることのない援助の基本姿勢と言えよう。

参考 紀要 2004年 大阪市中央児童相談所

第3部 第28条家族再統合のための各地の取り組みの整理と課題

加藤曜子（流通科学大学）

1) 大阪市の取り組みの概説

大阪市の一例を基に昨年は、図式化を試みたが、今年度についてはその一例も含め、28条承認後に家族再統合を実現した例と、取り下げ後に施設の支援でうまくいった例を整理し、課題を示している。

一例目は、親の治療を行いながら、再統合を実現できた事例であり、二例目は、環境を整備しながら、再統合を実現できた事例である。三例目については、28条取り下げの事例である。この特徴は、家裁に申し立てたことで、親が施設入所は避けられないという現実的な認識を持ち、同意したことにある。親の生活力、理解力、養育力がもともとあり、施設の協力で再統合が可能になり、その後のフォローもうまくいったというものである。

支援の本来の形として、アセスメントを実施したのち、見通しがたち、親子関係が基本的に修復でき、親の生活力や養育力が整えば、復帰が可能になることを示してくれる。

基本は、子どもが親を恐れない状態になっている、親に虐待自覚がある、親の養育力がつく、家族の受けいれがあり、家族関係が安定している。子どもへの正しい認知や情緒的つながりがあるという条件が整えば、家庭復帰は可能になるであろう

2) 東京都の取り組み

東京都の取り組みについては、2回聞き取り調査と、講演をお願いし東京都の取り組みについて教えていただいた。

東京都は、治療部が総力をあげて取り組んでいる。条件はスタッフに恵まれていることがある。第一章で施設における再統合のメニューをあげているが、そのモデルになっている。東京の特徴は、いくつかのプログラムをもち柔軟に対応している点であろう。

児童福祉法第28条事例は、新しい制度のもとで組み入れていくことになる。再統合プログラムは、まず親がそれに動機づけられていることが条件になる。

子どもが親を恐れないということも重要な点である。親には、まず外泊が可能になるまで、問題理解を深めてもらうことが必要になる。その後、復帰をむけて、子どもとの合同親子事業を実施し、その後に親への教育的プログラムを用意していくという手順になっている。また、子どもへのグループケアも並行して実施する。なお、しあげの段階であるが、同時に親が自分を語るグループケアに参加することも並行してできる仕組みになっている。

3) 彦根児童相談所の取り組み・北九州市の取り組み

新しくモデルとして試行しはじめたばかりであり、その後の成果については、2年後、4年後という形ででてくると期待される。いずれもが、サインズオブセイフティアプローチを取り入れている点である。条件には、親が動機づけられている点である。

サインズオブセイフティの条件は、虐待を自覚しているかどうかというよりは、親の動機付けを行いつつ、何に困っているのか、どういうことなら、解決できそうかという具体的な整理をしながら、親を参加させて、考察を加えながら実施していく。

サイズオブセイフティの利点は、親とともに問題についてアセスメントをしていく姿勢が作られる点である。28条の親の指導勧告の場合、復帰可能な親の状態であれば、実行が可能になる。

このことは、親には、自分の問題をサポートしてくれる人としての認識が高まる。また必要に応じて、狭義のペアレントトレーニングをセッションの中に入れていくことも可能となる。

ワーカーないし、心理士の技量が高く求められる。

4) 兵庫県の取り組みと課題

兵庫県の親子再生事業の試みがあり、第4章でとりあげている。

しくみは、一対一でのソーシャルワーク、心理相談が基本となる。

ついで、親子合同面接については、子どもが親に会いたいという希望がでて、安全が確認された場合に、担当者とともに実行する。親子合同の内容は個別の状態異なるため、担当者個人の力量にまかされているのが現状である。今後一定の内容手続きなどシステム化していく課題はある。

また、ペアレントトレーニングは、親の希望があれば子どもとのコミュニケーションを高めるために子どもの行動を理解する認知行動療法にもとづいて、グループワークの中ですすめていくやり方である。これは東京においても、帰宅めやすのついた親のしあげの段階にプログラム化されており、親には好評であった。今後、28条の勧告をうけた親の中で、参加希望の親であれば、この部分だけを児童相談所が施設との協力を得て、グループとして学ぶ場、やり取りできる場、自己表現できる場としてやっていける可能性はあろう。

5) 愛知県の取り組みと課題

愛知県は、自らのプログラムを昨年作成している。実際に他県でやってみているが、親の動機付けがない場合には、教育的かかわりが難しいことが理解されている。また他県において、親が依存的で動機付けのある場合には、熱心に通ってきているという。ただし、小規模児童相談所の場合、愛知モデルは時間をかけることが困難になりつつある。この事例1つであれば可能であれ、事例が増加する場合には人的供給が難しいだろうという意見が提出されていた。

6) その他の課題

聞き取り調査を実施した際に必ず強調された点は、28条においては、一対一で個別支援体制をとることの大変さと、必要性であった。その場合、児童相談所が中心になるものの、キーパーソンは、心理士であったり、精神科医であったり、施設職員であったり事例に応じた担当であった。強調されていた重要な点はチームを組んだ家族支援をも視点にいれたかかわりであった。また最終帰宅をめざす場合には、ペアレンティングクラスによって親が自信をもったり、他の親との交流を通じて情報を共有でき、また子どもへの認知を高めることができる効果が見出せている。28条の親指導勧告は、平成17年4月からの施行であるため、今後、親もプログラムによって助けられるという実感や、社会とのつながり、親も認められていくという手ごたえをもてるような工夫がさらに、実証的になされ、またその効果についても検討されることが課題となろう。

整理すると28条の場合には、親が自分から支援を継続できるまでを2年とするか、あるいは更新していくのかになる。

施設に子どもがいる親のペアレンティングプログラム

	親の問題自覚		少しゆれる	問題がなにか明らかに	自分からやりだす	継続できる	フォロー
	拒否・問題意識な						
一対一で	生活安定のための家族支援		○	○	○	○	○
施設も参加	1対1で話せる		○	○	○	○	○
	具体的話に進む			○	○	○	○
	共同のメニュー作り			○	○	○	
	子どもとの合同面接				○	○	
グループで	母か父親グループ		○	○	○	○	
1年以内	親子合同グループ			○	○	○	○
	しあげの親トレーニング			○	○	○	○
	子どもみのグループ				○	○	
施設退所後	地域におけるネットワーク						○

親へのケア命令の意味

- 1 一対一へ面接参加
- 2 虐待自覚を考える
- 3 心理療法などの参加へ
- 4 親グループ参加
自分を語る
他者から癒される経験
- 5 子どもとの面会
子どもとの合同面接
- 6 親の学びのためとしてのペアレントトレーニング
- 7 帰宅後の地域サポート

親の学びの際に用いられるいくつかの参考プログラム

ペアレントトレーニング(精研方式ペアレントトレーニング。兵庫県改訂版)

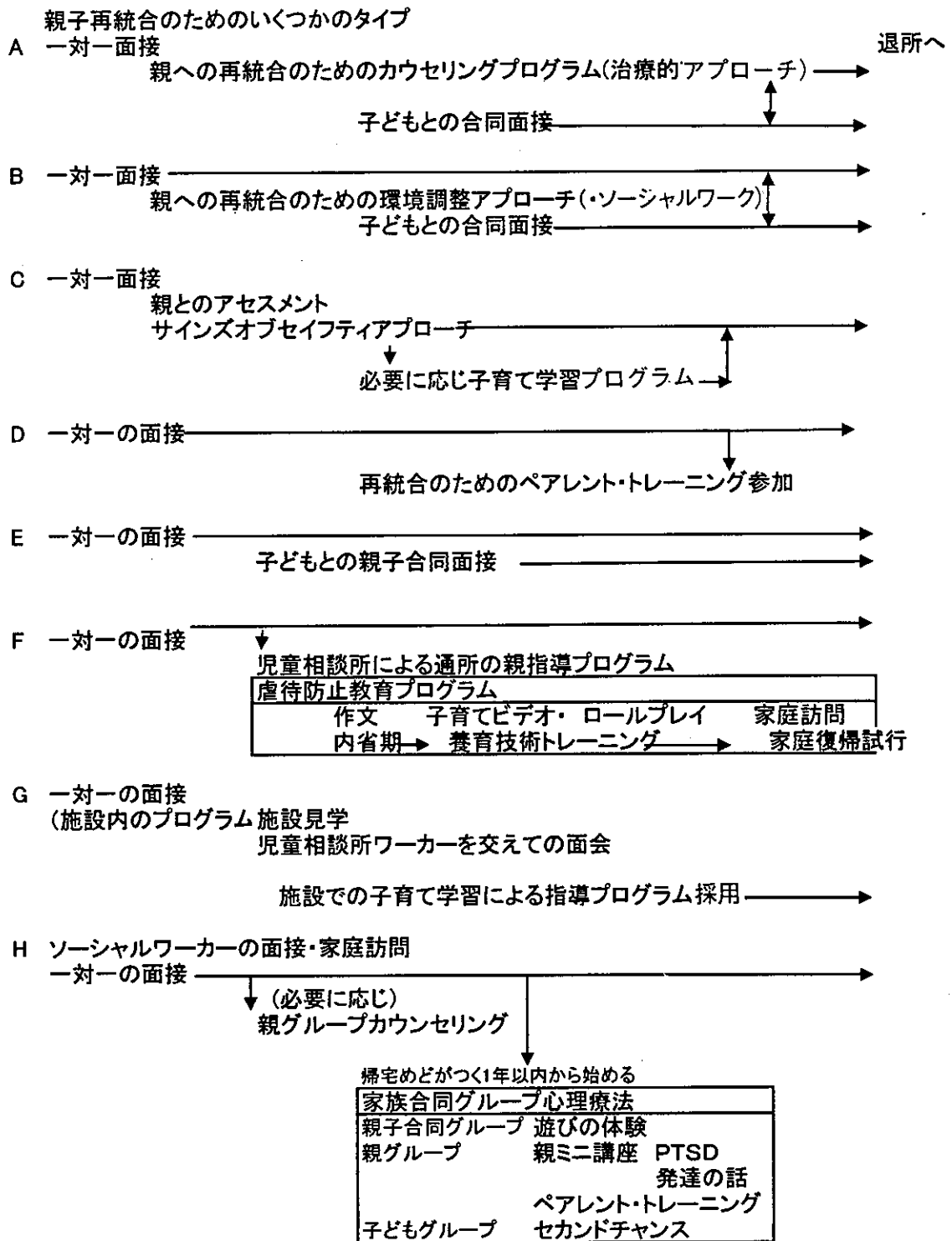
AD/HD 児へのペアレント・トレーニングガイドブック (じほう)

怒りのコントロール (愛知県・保護者指導マニュアル)

FLC (平成15年度本研究厚生科学研究報告所収)

井上直美 (第3章参照)

コモンセンスペアレントトレーニング (少年の町)



参考資料

東京都児童相談センター： 平成 14 年度 家族再統合のための援助事業実施報告書 2003

東京都児童相談センター： 平成 15 年度 家族再統合のための援助事業 2004

愛知県： 被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル 2003

第6章 米国 NURTURING PARENTING クラス参加からみる日本への考察

加藤曜子（流通科学大学）

狭義のペアレンティングとして親支援を実現させ米国において成功し紹介されている一つに、Nurturing Parenting Program がある。

このプログラムは、全米でトレーニングを受けたワーカーたちが、自ら児童虐待部と提携して裁判所命令が出された親に対して行うものである。裁判所命令は、親へのいくつか必要な点について分析し、何がその人に必要なのかを提示する。よってそれらがすべて親支援あるいは、家族支援といえる。親に薬物治療をうけなさいとか、働くための支援をうけなさい、家庭訪問をうけなさい、親トレーニングをうけなさいとか、それぞれは分業しているが、それを総合的にみるのは、マネージャーといわれる裁判所のソーシャルワーカーである。ある一定のカリキュラムに沿った形で実施される。継続的にあるいは、親治療を目的としたものではなく、あくまで具体的なアプローチを用意している。よって、本稿で紹介するのは、親支援の一つのメニューである狭い意味でのペアレントトレーニングである。

米国では、狭い意味の親へのトレーニングは30年以上の歴史がある。本は、専門職がもつガイドブック、親のためのガイドブック、ビデオ教材がそれぞれあり、専門職については、それにそって親対応がなされる。

とりあげる NURTURING PROGRAM は全国同じものを使っており、市販されているので、親も専門職もガイドブックは入手可能である。実態把握とわが国が学ぶ点について検討したい。

フレズノ市はカリフォルニア州内陸の人口40万の都市であり、近くにヨセミテ国立公園がある。小さな田舎町という風情である。

生活保護率はカリフォルニアの平均よりは高く、農業が主であるが主産業がないため近年稼働率が低い。移民が多く、14%が失業である。いまは23千人が失業をしている。教育が足りない町なので、ファミリーセルフエフィシエンシーとして2年間カレッジにいかすという形のサポートもしている。ラオス移民が5千人いる。地域の取り組みとしては先進的である。

1. 児童保護局とペアレンティングプログラムについて

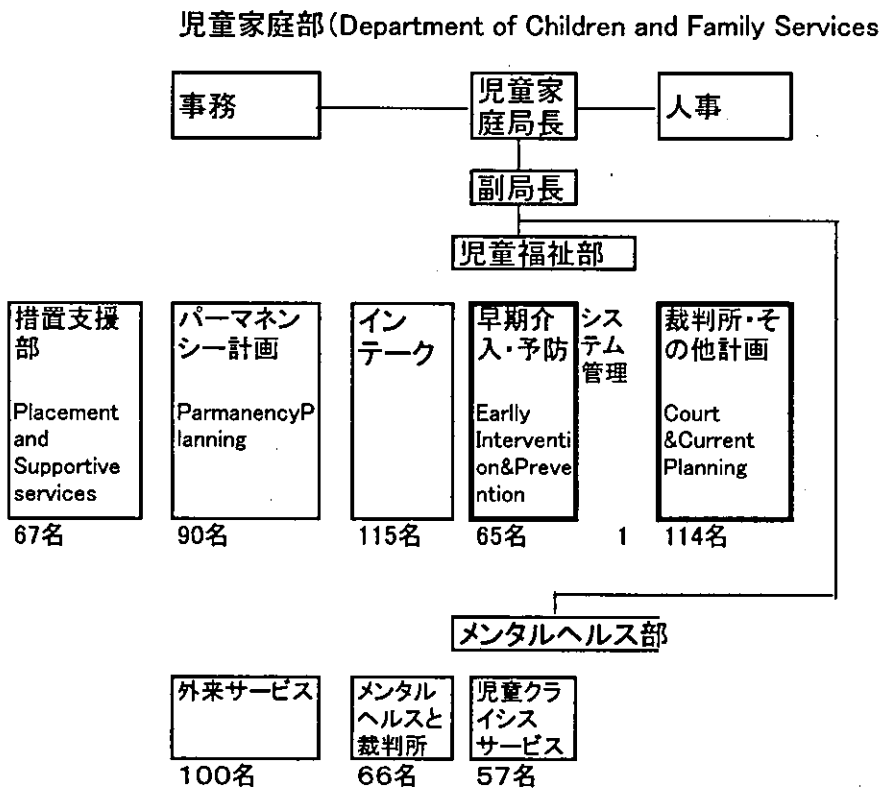
フレズノ市社会福祉児童家庭部のしくみについて、はじめに述べたい。下図にあるように、スタッフの人数は、以下に示される。大所帯である。

早期介入・予防課の中に、ペアレンティングユニットが6名おり、そこで、学校ソーシャルワーカーから紹介された親、裁判所命令で親指導命令が出された親の教育を実践している。

ペアレンティングユニットは、ソーシャルワーカー4名の正規職員と、2名のソーシャルワーカーOBが担当している。

見学にあたり、ディレクターとソーシャルワーカーOBの協力、及び裁判所判事、裁判所ソーシャル

ワーカー、検察官、裁判所メディエーターの協力を得た。



II ペアレンティングユニットによるペアレンティングプログラムについて

1. Nurturing parenting program について

著者がこのプログラムを選択した理由は、アメリカの裁判所協会調査で、親プログラムで一番いいプログラムの一つに選ばれたこと、筆者が2001年の第13回全米虐待防止大会出席の際、デモンストレーションビデオをみて、日本と子育ての共通の問題を扱っていると感じたこと、テキストブックが入手しやすかったこと、日本的に考えるヒントになればいいといってもらったことなどである。

プログラムは、バベロック博士によって開始され、多くのプログラムを持つに至っている。博士は児童虐待研究の発祥の地、デンバーにあるケンプセンターでインターンをおえ、児童虐待防止のための親へ効果的な介入方法についてプログラムを作成した経歴をもち、今なお、プログラムの推進者である。

バベロック博士によると、虐待する親のペアレンティングには4つのパターンが研究結果からわかったと報告している。すなわち、①親が子どもに不適切に期待をかけること、②子どものニーズに共感性を抱かないこと、③体罰の価値感を親が持つこと、④親と子どもの役割逆転が起きていることである。

Nurturing Parenting program の理論的仮定は、①家族は一つのシステムである ②共感性は親育てをする場合のもっとも大切な特質 (クオリティ) である。③親は継続するものである ④学ぶことは認知すること、影響をあたえるものである。⑤自分の価値をみとめる子どもはやがて豊かな親にな

ることができる⑥誰も暴力的なかかわりを持ちたくないものである。

よって、プログラムの目的は 虐待の連鎖をたつことであり、そのためには、①すべての家族が肯定的な自己概念や自己価値をもつこと ② 他のニーズを共感的な気づきができるようになること ③ 叩いたり大声ではない違うやり方を教えること ④家族が自分の利点、ニーズ、弱さに気づかせる ⑤家族のコミュニケーションなどを増す ⑥虐待親に違った養育態度をみにつけてもらう ⑦家族に健康的な心身の発達を促す ⑧家族のサポート構築する ⑨家族が楽しくなるように設定される。

プログラムの対象は、周産期の家族、乳幼児をもつ家族、思春期の子と家族、10代の親と家族、里親、養子縁組親、特別教育が必要な親、薬物乱用の家族、在宅家族用、民族家族、初歩の家族用が用意される。2時間から3時間であるが、プログラムによりセッション回数は異なる。

プレスノにおけるナーチャリングペアレンティングプログラムについては、あらかじめ、簡単な一枚もののパンフレットが用意されている。なお、このプログラムが比較的田舎の部分で実施しやすいためである。2週間に一回で、14回という回数、3時間という時間を費やすため丁寧に実効している。なお、ワーカーは地域の教会を借り親プログラムを実施する場合もある。午前中にあるため、親はそれぞれ仕事の都合をつけて参加することになる。

1) 実際の場面

今回の見学については、パベロック博士からの紹介。14回中の7回目から参加。

セッションの構造

【頻度】 14回セッション

【参加者人数】 10名前後

【時間】 9時半から12時半まで

【場所】 ファミリーエジュケーションセンター

ハウジングプログラムの建物に併設されている。一部屋であるが、トイレで隣の建物につながっている。郡に3箇所ある。

福祉局との約束で1週間20時間利用できることになっている。ロッカーも使えるようになっている。鍵つき。ビデオも備えられている。

実際の観察

出席者の同意をえて、筆者は観察することができた。

ファシリテータは準備にさいしては、開始1時間前に行き、いす、テーブルのセッティング、ビデオ機材の用意、スナックの準備、場合によっては、絵の具などを利用するのでその道具、模造紙、ペン、机の用意、さらに参加者に渡す教材と、宿題シートを用意。

準備

ボードが設置してある。

入室して、気まずくないように音楽を流し、またビデオで風景を流しておく。それぞれに入室し、しずかに着席して、開始をまつ。出席簿にマルをつける。親にはそれぞれ親用のガイドブックが配布されている。見る人はいないが、バックにいれて持っている人もいる。

開始 挨拶後、前回の復習からはじまる。

セクション7の復習からである。報酬と罰、タイムアウトについておさらい等。

1. 前回の復習から入る。

11のしつけのルールの復習については、すでに用紙に書いて貼ってある。

(罰として決して虐待してはいけません。タイムアウトのみが時間内でできるものです。

タイムアウトは小さな子に教える目的で使うべきである。

罰は正当性があり、大切なものである。罰は意味があり早くに行う。あまり使うと効果がない。)

F：報酬を与えるということ 2つありましたね。

F：なんでしたか？

P：「おもちゃ」「御菓子」など、参加者が答える。

F：そう、形になっているものですね。

F：それからもう一つは、

P：「抱きしめる」「キスをする」

F：形になっていないものですね。

クリップボードにかかれてあるものについて、解説する。

F：5つの報酬の説明

ほめる、触れる。一つ特権を与えること、ものをあたえる。お金を使うことを許すについて説明をする

F：5つの罰の与え方

特権を失わせる 2才半以上の子に有効である。例えばテレビを見せることや特別のお
ちゃで遊ばせることについて、もし子どもが約束が守れないと取り上げる。

もとに戻す 子どもが許可なく外にできれば、たつてなさいといえる。3才半以上。

返還させる

残念と告げる 2才以上の場合、とても残念だという感情を親が伝える

タイムアウトを用いる 3才以上の子に有効。子どもを違う静かな場所に行かせること。

F：前回の宿題では家で子どもさんにどのようにしましたか？11名に聴く。

Pa：13歳の子にやってみたけれど、うまくいかなかったと説明

F：13歳ってそんな年齢なのよね。正常な発達だと思うわ。

シングルでやってきてとっても大切。だから子どもを信頼することね。

Pb：「散らかっていたのを片付けたので、ほめた」

F：ほめる。

Pc：「ニンテンドーで遊ぶ時間をきめた」

それはいいことだねと、繰り返しほめる

Pd：「3人の子が遊びに来て、5才だけれど片付けなかった。タイムアウトをしたがうまくいかなかった

た」

F：「タイムアウトは何分やりましたか？15分ぐらい。そうね。2分からはじめてね。」

F：みなさん、2分ってどのくらいかやってみましょう。やってみて。

みんなで、目をつぶって2分を感じてみる。

F：長いって感じるけれど、3分なのですよ。

Pg：8歳の子「宿題ができたのでほめた」

F：自分をほめた人は？

「子どもは親をモデルにするのですよ」

ほめること、自分をほめる、すべての人をほめることがとても大切ですね。

本日のことに入りましょう：模造紙に説明の入った図が書いてあり、それをみながら、説明をする

F：共感ということです。

(ここで、またすでに書いていたことのプログラムの内容を繰り返す)

セルフエスティーム

セルフコンセプト

ニーズ

セルフエスティームは、人々が自分について感じる方法です。

セルフコンセプトは、セルフエスティームとは違っています。自分自身について考えていることです。

ニーズは何かしたいと望む力です。

他の人のニーズに気づくということは大切なことです。クリップボードに書いてある。

6つのニーズがあります。一つずつ解説をつけていく。

身体的

心理的

社会的ニーズ

精神的

知的ニーズ

ものを生み出したいニーズ

そう性的ニーズもありますね (これは、シナリオであとで付け加えるようにファシリテータに指示されているという)。

「ニーズは行動を生み出します」。

例えば、

親 ニード 行動

絵が描きたい 筆をとって書く

親 ニード 「ドラッグをやりたい」

結果 「刑務所へいく」

休憩 トルテリアチップとジュースをめいめいが紙コップ、紙皿、ナプキンでいただく。